

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市有校舎等使用料条例（昭和23年条例第30号）第6条	市立学校校舎等の使用許可の取消し	教育委員会 総務課

学校校舎（以下「校舎等」という。）の使用許可のできる範囲の基準に反した場合は、教育委員会の判断により使用の許可を取り消すことができるものとし、その処分基準は次のとおりとする。

- 1 本市において校舎等を公用又は公共用の目的で利用する必要がある場合
- 2 使用者が許可書の各条項に違反した場合（下記が違反条項）
 - （1）校舎等を、許可した用途若しくは目的以外に使用し、他人に転貸し、又は担保に供したとき
 - （2）使用の許可を受けた者が故意又は過失により校舎等を滅失し、き損し、汚損し、若しくは荒廃し、又は原形を変形したとき

備考 条例規定されている条文を閲覧したい方は、申し出てください。